

## 1. 趣旨

- 東日本大震災では高濃度のフッ化水素酸や六価クロム等の有害な化学物質の流出が確認され、東京都では工場の従業員が有害な化学物質の蒸気を吸引し死亡する事故が発生しています。
- そのため、大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく「大阪府化学物質適正管理指針」を改正し、大規模災害に備えた事業者による自主的な管理の強化を図ります。
- また、大規模災害時における二次災害の拡大を防止し、消防活動をより安全なものにするため、府は市町村消防部局に対し事業所で取扱う化学物質の種類や量、危険性情報などを定期的に提供します。

## 2. 大阪府化学物質適正管理指針の見直し

- 南海トラフ地震では、大阪で甚大な被害が想定されています。大阪は、工場・事業場と住宅地域が混在していることから、化学物質が漏えいした場合の周辺住民の健康被害や大気、水質、地下水などの環境汚染による環境リスクが大きいと考えられます。
- 現行の「大阪府化学物質適正管理指針」では、平常時や緊急時（事故、台風など異常気象時等）における化学物質の漏えい防止等のために事業者が構すべき措置を定めていますが、大規模災害時における措置は十分に定められていません。
- そのため、府は、平成24年度に実施した「災害時における化学物質のリスク低減検討事業」において、被災地域での被害実態調査等を行い、大規模災害に備えたりリスク低減対策を取りまとめました。  
今般、この結果を踏まえ、「大阪府化学物質適正管理指針」を改正し、事業者による自主的な管理の強化を図っていきます。

## 3. 「大阪府化学物質適正管理指針」の改正内容

別紙のとおり

## 4. 「大阪府化学物質適正管理指針」の公布日及び施行日

平成 25 年 11 月 29 日

ただし、事業者における化学物質管理計画書の「大規模災害に備えた環境リスクの低減のための方策の方針」に係る修正及びこれに係る変更届出の提出については、次の取扱量に応じ、一定の期間後に実施するものとする。

- ・PRTR法・府条例(化学物質管理)で届出された平成23年度1年間における化学物質の取扱量の合計が、100t以上の事業所は1年、10t以上の事業所は2年、10t未満の事業所は3年とする。

## 5. 市町村消防部局への情報提供

- 東日本大震災では有害な化学物質を吸引し死亡する事故が発生しており、大規模災害時における二次災害の拡大防止や消防活動の安全性向上のためには、事業所における化学物質の管理情報をあらかじめ入手しておくことが重要です。
- そのため、平成 25 年度から毎年度、化学物質管理制度に基づき事業者から届出られている化学物質の種類や量の情報を整理するとともに、化学物質の危険性情報を加えて、府から市町村消防部局に提供します。（ただし、個人情報及び事業者から秘密に係る情報として届出のあった情報は除きます。）また、定期的に関連する情報を共有し、府民の安全確保に活用できるようにします。